

未収債権の目標及び具体処理策

所属(課又は担当): 浪速区役所市民協働課

1. 債権名及び整理番号(債権区分)

区役所附設会館使用料[浪速区]	整理番号	1	区分:	公債権(強制徴収できない)
-----------------	------	---	-----	---------------

2. 未収金残高の推移(目標)

27実績	円	28実績	円		
29目標	円	29実績	16円	30目標	8円

3. 徴収率及び整理率(不納欠損・調定変更)の実績及び目標

現年度	徴収率	27実績	28実績	29目標	29実績	30目標
	整理率	27実績	28実績	29目標	29実績	30目標
過年度	徴収率	27実績	28実績	29目標	29実績 0.0%	30目標 0.0%
	整理率	27実績	28実績	29目標	29実績 0.0%	30目標 50.0%

4. 29年度決算での未収金残高の状況

	合計	2件	16円	2人
(件数、金額、債務者数(実人数))	29年度賦課分	0件	0円	
	28年度以前賦課分	2件	16円	
回収債権	計	0件	0円	
処分したもののうち、換価前のもの		件	円	
分納誓約・徴収猶予等		件	円	
交渉中		件	円	
整理債権	計	2件	16円	
処分したもののうち、換価残で履行見込みのないもの		件	円	
執行停止・徴収停止等の決定を行ったもの		2件	16円	
時効年限を経過したもの		件	円	
生活困窮状態で履行見込みのないもの		件	円	
当該債権について破産による免責決定があるもの		件	円	
相続人が限定承認しており、相続財産価額が少額であるもの		件	円	
死亡・行方不明等で徴収見込みのないもの		件	円	

5. 29年度の目標達成状況及び取組内容の検証など

目標達成状況(未収金残高)

目標達成状況(現年度+過年度)		
	うち現年度	うち過年度

- A: 目標を達成
- B1: 目標を達成できなかった(取組は予定どおり実施)
- B2: 目標を達成できなかった(取組を予定どおり実施しなかった)

現年度の取組内容の検証など

29年度 取組内容	29年度 取組実績
本市債権管理・回収アドバイザーの意見を聴取。	その意見を踏まえ、地方自治法施行令第171条の5第3号及び大阪市未収債権管理事務取扱規則第8条に基づき、徴収停止を実施。

課題	改善策
-	-

過年度の取組内容の検証など

29年度 取組内容	29年度 取組実績
-	-



課題	改善策
-	-

6. 30年度の取組内容 (5.「29年度の目標達成状況及び取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること)

<p>現年度分</p> <p>-</p>
<p>過年度分</p> <p>未徴収となっている本債権は、地方自治法施行令第171条の5第3号及び大阪市未収債権管理事務取扱規則第8条に基づき、徴収停止を行っている。</p> <p>本債権の時効期間は地方自治法第236条により5年であり、今後、時効が完成するものについて、不納欠損処理を行う。</p>

(参考)29年度実績及び30年度目標の他都市比較(未収金残高1億円以上の債権のみ)

-